

## 第5章 基本的な方針を踏まえた施設整備の水準等

### 5-1 改修等の整備水準

#### 消防本部施設の基本方針

消防本部施設(宮和田出張所を除く)は大規模改修工事を実施済で、宮和田出張所については令和10年(2028)にあり方の検討①を行い、施設の運用期間を決定後に大規模改修工事を検討します。ここでは、経年劣化に対する復旧処置に加え、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入など、社会的要求も可能な範囲で反映し、機能を回復、向上させます。

#### 消防団施設の基本方針

消防団施設は、災害発生時の消防活動等の重要な拠点であるため、不具合が認められた場合は適宜修繕、改修します。

図表 5-1 整備水準

| 項目    | 整備内容   |
|-------|--|
| 外壁・屋根 | ・屋上防水の更新、断熱化<br>・高耐久外壁塗装<br>・外部開口部の更新及び遮熱化<br>・外部鉄部の保護塗装 |
| 内部    | ・高耐久性・防カビ性クロス  |
| 電気設備  | ・LED 照明化(脱酸素化の推進とともに維持管理コストの低減化を図る)                      |
| 給排水設備 | ・節水型衛生器具への更新   |
| 空調設備  | ・省エネルギー型への更新   |

### 5-2 維持管理の項目・手法等

消防施設を長期的に活用するために、適切な点検・診断を実施し、建物の劣化・損傷の把握に努めます。点検・診断の結果を踏まえて、「3-2 消防施設の劣化状況の実態」に記載している評価指標を用いて、老朽化状況の情報を更新します。点検・診断の方法については、建築基準法第12条による法定点検のほか、職員による通常点検(目視点検等)及び専門業者による詳細点検等により行います。

図表 5-2 消防施設 各種点検実施表

| 調査主体        | 調査者           | 点検種別              | 実施時期   | 点検内容                                     |
|-------------|---------------|-------------------|--|--|
| 消防本部<br>総務課 | 専門業者          | 建築基準法第12条に基づく定期点検 | ・建築物の敷地・構造は3年以内ごと<br>・特定建築設備(昇降機、その他)は1年以内ごと | ・敷地、建築構造、建築仕上げ、防火区画、建築設備などの損傷、腐食その他の劣化状況 |
|             |               | 各種設備等の法定点検        | ・各月  | ・受変電設備(キュービクル)<br>・浄化槽設備等                |
|             |               |                   | ・年2回   | ・消防用設備                                   |
|             | 各種設備の自主点検     | ・年2回              | ・自動ドア  |  |
|             | 施設管理<br>担当課職員 | 現地調査              | ・年1回   | ・施設の劣化状況の把握、不具合個所の確認<br>・マネジメントシステムへの入力  |
|             |               |                   | ・日常  | ・日常的な設備の点検                               |